

福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会 第 20 回 運 営 委 員 会

日 時 : 平成26年8月22日(金)13:30~

場 所 : 福岡市水道局新館4階局議室

【次 第】

1 開 会

2 委員長及び副委員長選任

3 議 事

I 基金概要について

II 基金事業の詳細

III 平成25年度事業の実施状況について

IV 平成26年度事業について

4 その他

5 閉 会

基金概要について

1 背景と基金の設置目的

福岡市は、政令指定都市の中で、唯一市内に一級河川が流れていないなど、地理的に水資源に恵まれていないため、大正12年の水道創設以来、主に近郊河川や市外のダムからの水資源確保に努めてきた。しかし、昭和53年には異常少雨により渇水が発生し、287日にも及ぶ長期間の給水制限により、市民生活や社会活動に多大な被害をもたらした。

それ以後、市外を流れる一級河川の筑後川からの導水など、さらなる水資源開発を行ってきており、福岡市の水源は、約1/3を筑後川からの受水が占めるなど、その多くを市外に頼っている実情がある。

一方で、筑後川の上流域等の水源地域では、山村の過疎化、林業就業者の高齢化などにより、担い手や資金の不足が進み、手入れの行き届いた森林の管理が難しくなっている実情がある。

そのような背景がある中で、福岡市の水道水を将来にわたり良質な状態で安定的に確保するとともに、市民に水の大切さや水源地域に対する認識を深めてもらうことを目的として、本市水道水源のかん養機能の向上や水源地域との連携・協力を深める事業を行うため、平成9年度に「福岡市水道水源かん養事業基金」を設置した。

〔基金設置根拠条例等〕

福岡市水道水源かん養事業基金条例(抜粋)

(設置)

第1条 福岡市の水道水源のかん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うため、福岡市水道水源かん養事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計及び水道事業会計のそれぞれの歳出予算において均等に定める額の合計額とする。

2 前項の合計額は、各年度における水道料金調定の基礎となる使用水量1立方メートルにつき1円をもって算定した額を目安とする。

(省略)

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(省略)

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

福岡市水道水源かん養事業基金要綱(抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市水道水源かん養事業基金条例(平成9年福岡市条例第42号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、福岡市の水道水源かん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うために必要な事項及び福岡市水道水源かん養事業基金(以下「基金」という。)の積み立て方法を定めるものとする。

(基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 本市水道関連水源林の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他水源林の造成整備事業
- (2) 水源地域の活性化に資する事業
- (3) 水源地域の地元自治体が主催する植樹祭、その他の上下流交流事業
- (4) 本市水道関連ダム周辺の水源林の用地取得事業
- (5) その他基金からの交付が適当と認められる事業

(省略)

(運営委員会)

第4条 条例第6条に規定する処分に関して、市長の諮問に応じ協議するため、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、基金を処分し実施する事業の内容、計画等に関することを協議する。

3 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(以下省略)

大渇水時の南畑ダム(S53年)



《参考》

福岡市の水源

福岡市の水源は、8つのダム（うち5つは市外に建設）と、近郊河川そして福岡地区水道企業団※からの受水でまかなっており、多くの水源を市外に頼っている。

ダム

福岡市が取水している8つのダムの有効貯水容量は約4,982万 m^3 になる。

曲淵・脊振・長谷(市内)ダム、久原ダム(久山町)は水道専用ダム、南畑(那珂川町)・江川(朝倉市)・瑞梅寺(糸島市)・猪野ダム(久山町)は、水道のほかに治水や灌漑なども目的とする多目的ダムとなっている。

近郊河川

市内を流れ博多湾に注ぐ川は、多々良川、御笠川、那珂川、室見川などあるが、そのすべてが中小の河川で、大河川と呼ばれる一級河川はない。

企業団受水

●筑後川の水

九州最大の一級河川「筑後川」は、広く福岡、佐賀、熊本、大分の4県にまたがり、特に中・下流域において豊かな土壌を育むなど、古くから多くの実りをもたらしてきた。

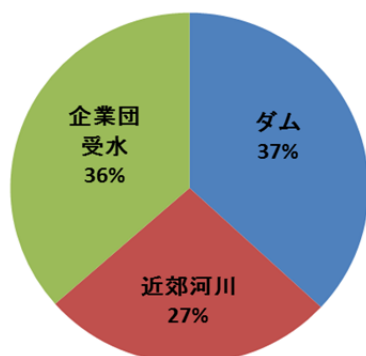
福岡市は、昭和58年から、筑後大堰地点より取水された筑後川の水を、福岡地区水道企業団の牛頸浄水場を経由して、水道用水として受水している。

●海水淡水化事業

福岡都市圏は、気象条件に左右されることなく安定した給水を行うことができる海水淡水化事業に取り組み、福岡地区水道企業団が事業主体となって、生産水量1日最大50,000立方メートルの「海の中道奈多海水淡水化センター」を建設し、平成17年度から供給を開始した。

水源別取水割合

(平成20～24年度 5年間の平均値)



年間総取水量
146,264,000 m^3

1日平均給水量
400,396 m^3

※福岡地区水道企業団とは？

福岡地区水道企業団は、6市7町1企業団1事務組合で構成されており、水資源に恵まれない福岡都市圏の水需要の増加に対処するため、筑後川から取水して浄水処理した水、多々良川水系の鳴淵ダムから取水して浄水処理した水及び海水淡水化センターで生産した水を、久山町以外の構成団体に、水道用水として供給している。

(構成団体)

福岡市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・春日那珂川水道企業団・古賀市・宇美町・志免町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町・新宮町・宗像地区事務組合・糸島市

2 基金の現況

平成9年度に設置した「福岡市水道水源かん養事業基金」は、『水道水を1m³使用するごとに1円を積立てる』こととしたもので、10年間で15億円の積立てを目標にして、平成18年度まで積み立てを行った。



3 基金で行う事業

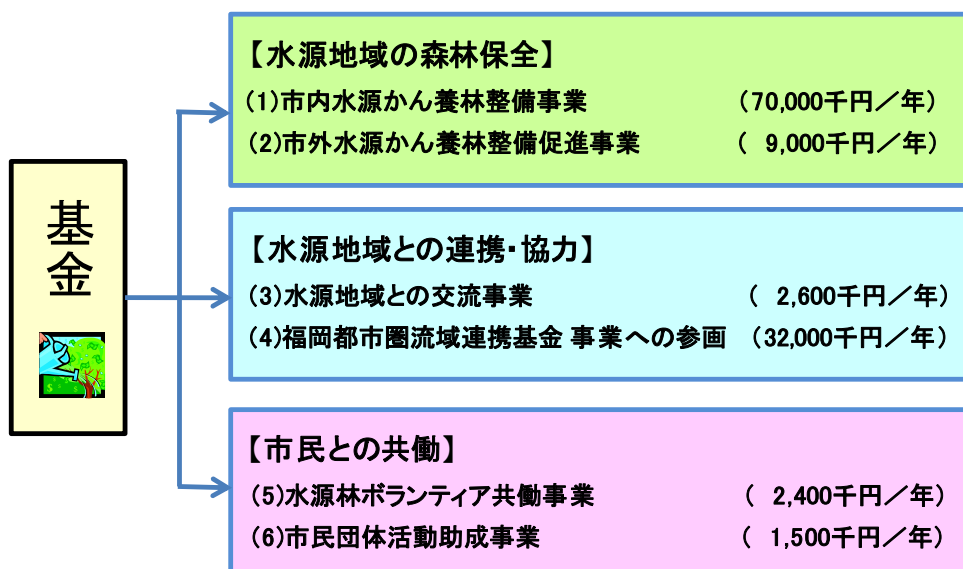
10年間で積み立てた基金を活用し、本市水道関連ダム※1 地域や、筑後川上流域の水源地域※2 等において、毎年度、以下の事業を行っている。

※1 本市水道関連ダム

〔 曲淵・背振・長谷(市内)、南畑(那珂川町)、江川(朝倉市)
瑞梅寺(糸島市)、久原・猪野(久山町)、五ヶ山(建設中:
吉野ヶ里町) 〕

※2 筑後川上流域の水源地域

〔 日田市(大山町・中津江村) 〕



【水源地域との連携・協力】

（３）水源地域との交流事業

筑後川流域の日田市・朝倉市や吉野ヶ里町などの水源地域において、植樹・下草刈りなどの育林活動、森林・農業体験やダム見学等を通じた交流を実施し、福岡市民と水源地域の方々との相互理解・連携を深めている。

地域	事業名	本市との関係性	開催時期	内容	主な参加者	H25年度参加者数 (うち福岡市民)
朝倉市	上秋月湖水源の森づくり事業	江川ダム所在地	11月～3月頃	植樹・間伐等の育林活動、交流会	福岡市民、朝倉市民 等	112 (44)
日田市	200海里の森づくり下草刈事業 (中津江村)	筑後川上流の 水源地域	9月上旬	下草刈り等の育林活動、交流会	福岡市民、日田市民、大川市民 等	300 (171)
	ひと山まるごとガーデニング事業 (大山町)		9月下旬	下草刈り等の育林活動、交流会	福岡市民、日田市民 等	152 (75)
吉野ヶ里町	弥生の都吉野ヶ里町交流事業 「吉野ヶ里でタケノコ掘り隊！」	五ヶ山ダム 建設地	4月	五ヶ山ダム建設現場見学、 森林・農業体験、 地元住民との交流等	福岡市民、 吉野ヶ里町民 等	60 (40)
	弥生の都吉野ヶ里町交流事業 「秋の吉野ヶ里探訪！」		11月			50 (27)



上秋月湖水源の森づくり植樹の様子



200海里の森づくり下草刈りの様子

（４）福岡都市圏流域連携基金事業への参画

地理的に水資源に恵まれない福岡都市圏 17 市町(※1)が連携・協力して、水源開発の円滑な推進や渇水時の取水の安定化を図るため、平成 17 年度に設立した「福岡都市圏流域連携基金」へ、本基金から負担金を拠出するとともに、都市圏共通の水源(※2)地域や流域との交流推進、森林保全、地域振興支援などの事業を、都市圏の他の自治体と共同で行い、相互理解と連携を深めている。

同基金の積み立ては、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間行う。

※1 福岡都市圏 17 市町

福岡市/筑紫野市/春日市/大野城市/太宰府市
那珂川町/古賀市/宇美町/篠栗町/志免町/須恵町
新宮町/久山町/粕屋町/宗像市/ 福津市/糸島市

※2 都市圏共通の水源(ダム)

鳴淵(篠栗町)、江川・寺内(朝倉市)、合所(うきは市)、
大山(日田市)、五ヶ山(吉野ヶ里町;建設中)

【市民との共働】

(5) 水源林ボランティア共働事業

市民との共働による水源林保全活動等の活性化を図るため、「福岡市水源林ボランティア」と共働して、下記の活動等を実施している。

① 育林活動（伐竹・下草刈り・間伐・枝打ち・植樹等）



② 広報活動（水・水源林・水源林保全活動の大切さを市民へPR）



※福岡市水源林ボランティア 認定・登録者数 99名（H26年7月末現在）

(6) 市民団体活動助成事業

子ども会育成連合会などの市民団体が実施する水源地域での植樹、下草刈り、枝打ち、間伐等の育林活動や水源地域住民との交流活動等に要する費用（バス借上料、会場借上料など）の一部を助成し、その活動を支援する。

助成事業の概要	対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市関連の水源地域で実施する植樹、下草刈り、枝打ち、間伐等の育林活動 ・水源地域住民との交流活動 ・水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催 (ただし、市内で開催されるものに限る。)など
	対象となる団体	福岡市内に居住又は勤務、もしくは通学する者で構成する概ね20名以上となる市民団体
	対象となる経費	バス借上料、有料道路通行料、傷害保険料、会場借上料、会場設営費、指導者謝礼金等
	助成額	対象経費の2分の1以内の額(ただし、1団体 1年度 50万円を限度)
	活動実施先	朝倉市、日田市(大山町、中津江村)、吉野ヶ里町 等の水源地域

【例：城南地区地域交流団 日田市中津江村野田地区住民との下草刈り交流】



下草刈りの様子



交流会の様子

平成25年度事業について **決算額 107,660千円**

1 水源地域の森林保全 《決算額 71,216千円》

(千円)

① 市内水源かん養林整備事業（曲淵・脊振・長谷ダム）			
	予算額	決算額	
育 林	45,350	42,000	下刈, 間伐等：施業面積 約58.89ha
造 林	5,250	1,575	植林：施業面積 約0.73ha
林内作業道整備	19,000	21,427	曲淵線開設：L=約0.35km
森林GISデータ更新	381	214	システム保守
小 計	69,981	65,216	
② 市外水源かん養林整備促進事業			
	予算額	決算額	
江川ダム集水区域（朝倉市）	3,000	3,000	間伐、下刈、作業路開設等
南畑ダム集水区域（那珂川町）	2,000	2,000	間伐、枝打ち等
瑞梅寺ダム集水区域（糸島市）	1,000	1,000	間伐、除伐、伐竹+植林等
久原ダム・猪野ダム集水区域（久山町）	3,000	0	実施せず
小 計	9,000	6,000	
決 算 額 合 計	78,981	71,216	

2 水源地域との連携・協力 《決算額 34,150千円》

(1) 水源地域との交流事業（予算額 2,600千円 決算額 2,150千円）

(千円)

(人)

① 朝倉市との交流事業（江川ダム関連）		予算額	決算額	開催場所	内容	参加者数
上秋月湖水源の森づくり事業		1,500	1,300	朝倉市江川	植樹・交流会	112
小 計		1,500	1,300			
② 日田市との交流事業（筑後川上流地域関連）		予算額	決算額	開催場所	内容	参加者数
200海里的森づくり下草刈り事業		600	600	日田市中津江村	下草刈り・交流会	300
ひと山まるごとガーデニング		200	200	日田市大山町	下草刈り・交流会	152
小 計		800	800			
③ 吉野ヶ里町との交流事業（五ヶ山ダム関連）		予算額	決算額	開催場所	内容	参加者数
吉野ヶ里でタケノコ掘り隊（春）		300	50	佐賀県吉野ヶ里町	タケノコ掘り・歴史学習	60
秋の吉野ヶ里探訪！					いも掘り・歴史学習	50
小 計		300	50			
決 算 額 合 計		2,600	2,150			

(2) 福岡都市圏流域連携基金事業への参画（予算額 32,000千円 決算額 32,000千円）

福岡都市圏流域連携基金負担金

都市圏自治体が一体となって、都市圏共通の水源地域・流域への取り組みを行うため、福岡都市圏流域連携基金へ本基金から負担金を負担し、福岡都市圏事業として交流推進事業をはじめ、森林保全支援事業、地域振興支援事業等を実施した。

3 市民との共働 《決算額 2,294 千円》

(1) 水源林ボランティア共働事業 (予算額 2,100 千円 決算額 1,422 千円)

水源林ボランティアと共働して、水源かん養林の保全活動（伐竹、下草刈り、間伐等）や、水源かん養林の大切さを市民へ広める活動を行うと共に、新規水源林ボランティアの育成も共働で行った。

また、水源林ボランティアが活発な活動を行うために必要な知識・技術水準の維持向上のための講習会等の実施や作業場所・道具の貸与等の支援を行った。

内 容	(回)	(人)
	回数	延べ参加者数
「福岡市水源林ボランティアの会」定期活動	51	478
フォローアップ研修、各種講習会の実施	5	168

費 目	(千円)	
	予算額	決算額
定期活動補助金 (¥1,050/人(交通費+保険料))	630	502
倉庫代 (用具格納用)	182	180
茶話の森側溝材料費	496	316
使用料&賃借料 (フローアップ研修用:バス代等)	242	140
報償費 (フォローアップ研修指導者用)	290	84
備消耗品費 (ノコ・鎌他)	173	172
その他 (通信・保険・旅費等)	87	28
合 計	2,100	1,422

(2) 市民団体活動助成事業 (予算額 1,500 千円 決算額 872 千円)

福岡市内の市民団体が、本市関連の水源地域等において実施する育林活動や交流活動に対して、バス借上料などの経費の一部を助成して、その活動を支援した。

内 容	(件)	(件)	(千円)
	申請団体数	実施事業数	助成額
市民団体水道水源かん養等活動助成金	7	10	872

平成26年度事業について

予算額 117,181 千円

1 水源地域の森林保全 《予算額 81,179 千円》

(千円)

① 市内水源かん養林整備事業（曲渕・脊振・長谷ダム）		
育 林	46,645	下刈, 間伐等: 施業面積 約70.00ha
造 林	5,400	植林: 施業面積 約 1.00ha
林内作業道整備	19,543	曲渕線開設: L=約0.35km
森林GISデータ更新	591	システム保守、リース契約更新料
小 計	72,179	
② 市外水源かん養林整備促進事業		
江川ダム集水区域（朝倉市）	3,000	間伐、下刈、作業路開設等
南畑ダム集水区域（那珂川町）	2,000	間伐、枝打ち等
瑞梅寺ダム集水区域（糸島市）	1,000	間伐、除伐、伐竹+植林等
久原ダム・猪野ダム集水区域（久山町）	3,000	間伐、枝打ち等
小 計	9,000	
予 算 額 合 計	81,179	

2 水源地域との連携・協力 《予算額 34,600 千円》

(1) 水源地域交流事業 (予算額 2,600 千円)

(千円)

①	朝倉市との交流事業（江川ダム関連）	予算額	開催場所	内 容	開催予定日
	上秋月湖水源の森づくり事業	1,500	朝倉市江川	植樹・交流会	平成26年12月6日
	小 計	1,500			
②	日田市との交流事業（筑後川上流地域関連）	予算額	開催場所	内 容	開催予定日
	200海里の森づくり下草刈り事業	600	日田市中津江村	下草刈り・交流会	平成26年9月6日
	ひと山まるごとガーデニング	200	日田市大山町	下草刈り・交流会	平成26年9月27日
	小 計	800			
③	吉野ヶ里町との交流事業（五ヶ山ダム関連）	予算額	開催場所	内 容	開催予定日
	吉野ヶ里でタケノコ掘り隊（春）	300	佐賀県吉野ヶ里町	タケノコ掘り・歴史学習	平成26年4月19日
	秋の吉野ヶ里探訪！			地元野菜の収穫・歴史学習	平成26年11月8日
	小 計	300			
	予 算 額 合 計	2,600			

(2) 福岡都市圏流域連携基金事業への参画 (予算額 32,000 千円)

福岡都市圏流域連携基金の積立ては、平成17～26年度の10年間で終了するため、本基金からの負担金拠出は今年度で終了。

3 市民との共働（市民活動の推進）の取り組み 《予算額 3,946 千円》

(1) 水源林ボランティア共働事業 (予算額 2,446 千円)

水源林ボランティアとの共働、支援を継続して行う。
 水源林ボランティアの定期活動50回（15人程度/回）を予定。
 （7月末現在：活動14回、延参加人数164人）

(2) 市民団体活動助成事業 (予算額 1,500 千円)

（7月末現在：申請事業件数4件、助成予定額255千円）

福岡市水道水源かん養事業基金条例

(設置)

第1条 福岡市の水道水源のかん養機能の向上，水源地域の活性化等を図る事業を行うため，福岡市水道水源かん養事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，一般会計及び水道事業会計のそれぞれの歳出予算において均等に定める額の合計額とする。

2 前項の合計額は，各年度における水道料金調定の基礎となる使用水量1立方メートルにつき1円をもって算定した額を目安とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰り戻しの方法，期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は，基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは，これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理に関し必要な事項は，市長が定める。

附 則

この条例は，平成9年4月1日から施行する。

福岡市水道水源かん養事業基金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市水道水源かん養事業基金条例（平成9年福岡市条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、福岡市の水道水源かん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うために必要な事項及び福岡市水道水源かん養事業基金（以下「基金」という。）の積み立て方法を定めるものとする。

(基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 本市水道関連水源林の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他水源林の造成整備事業
- (2) 水源地域の活性化に資する事業
- (3) 水源地域の地元自治体が主催する植樹祭、その他の上下流交流事業
- (4) 本市水道関連ダム周辺の水源林の用地取得事業
- (5) その他基金からの交付が適当と認められる事業

(事業の実施団体)

第3条 前条に規定する事業を行う団体は、本市が実施する場合を除き、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 公益財団法人 筑後川水源地域対策基金
- (2) 公益財団法人 福岡県水源の森基金
- (3) 水源かん養事業に関連する地方公共団体、その他の公的団体

(運営委員会)

第4条 条例第6条に規定する処分に関して、市長の諮問に応じ協議するため、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、基金を処分し実施する事業の内容、計画等に関することを協議する。
- 3 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(補助金等の交付)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

(基金への積立)

第6条 条例第2条に規定する基金への積立ては、3月に一括して行う。

- 2 各年度における基金への積立額は、当該年度の歳出予算額をもって定めた額とし、当該年度の水道料金調定の基礎となる使用水量の実績による額との差額については、次年度の積立額で調整する。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別途市長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市水道水源かん養事業基金要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数以内において市長が委嘱する。

- (1) 市民 2名
- (2) 学識経験者等 3名
- (3) 水源地経験者 1名
- (4) 市職員 4名

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日から2年とする。ただし、前条第2号及び第4号に該当する委員については、任期中であっても、本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、市長は補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営委員会)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長の諮問に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、会議で決した事項について、市長に報告するものとする。

(事務所管)

第6条 運営委員会の庶務は、水道局計画部流域連携課において行う。

(委任)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別途市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成9年8月1日から施行する。

2 平成9年度委嘱された委員の任期については、第3条の規定にかかわらず平成10年度末までとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

福岡市水道水源かん養事業基金 運営委員会 委員名簿

運営委員会委員（任期：平成26年8月1日から平成28年7月31日）

区分	氏名	役職名
市民代表	かたひら ゆきこ 片平 幸子	ガールスカウト福岡県第22団 団委員長
市民代表	こが ももこ 古賀 桃子	NPO法人 ふくおかNPOセンター代表
学識 経験者	じんの けんじ 神野 健二	九州大学名誉教授
学識 経験者	せいの さとこ 清野 聡子	九州大学大学院工学研究院 環境社会部門准教授
学識 経験者	まつばら えいじん 松原 英仁	社団法人九州経済連合会 環境部長
水源地 経験者	ゆうき てらあき 結城 輝昭	曲淵校区自治協議会会長
市職員	いのうえ りゅうじ 井上 隆治	福岡市水道事業管理者
市職員	みやざき ひろあき 宮崎 寛章	総務企画局部長(水資源対策担当)
市職員	いまはせ きよし 今長谷 潔	農林水産局農林部長